

表 一般補償基準と公共補償基準

2018.9.5 熊本一規

		一般補償基準	公共補償基準
要 綱		公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（国）	公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（国）
要 綱 の 規 定	公共事業の定義	土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用できる事業(土地収用法3条 ^{*1} に列記されている事業)	土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用できる事業(土地収用法3条 ^{*1} に列記されている事業)
	公共施設の定義	—	公共事業の用に供する施設 ^{*2}
	補償の定義	公共事業に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償	公共事業の施行によりその機能を廃止し、若しくは休止することが必要となる起業地内の公共施設等に対する補償 ^{*3}
両 要 綱 の 適 用 の 区 別	国	用地（私有地・公有地）の取得を伴う公共事業に適用	公共施設等に対する侵害を伴う公共事業に適用 ^{*4}
	都	私有地を取得する公共事業に適用	公共用地を取得する公共事業に適用
	私見	用地（私有地・公有地）の取得を伴う公共事業に適用	公共施設等に対する侵害を伴う公共事業に適用

*1 土地収用法3条は「土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、左の各号の一に該当するものに関する事業でなければならない」として35号にわたる事業を列記しているが、28号に「中央卸売市場」が含まれている。

したがって、**中央卸売市場に関する事業は「公共事業」に含まれる。**

土地収用法3条は「土地を収用し、又は使用することができる事業」と規定しているのであって「用地取得を伴う事業」とは規定していない

*2 要綱第3条第2項における定義。したがって、**築地市場は「公共施設」に含まれる。**

*3 要綱第2条における定義。正確には「要綱第三章の規定により公共事業の起業者が行なう費用の負担」も含まれるが、第三章は「公共施設等の損傷に対する費用の負担」であるから、本表では省略する。

*4 国の見解は私見とほぼ同じであるが、「及び」以下の部分については現在検討中（9月5日以降に連絡）

都の見解と私見の違いを簡潔に記すと

築地市場が公共施設であり、それが移転事業により侵害を受ける点では認識が一致しているが、

都は、「移転事業が用地取得を伴わないから、公共補償基準が適用されない」と主張している→殆どの公共施設の移転事業に適用されないことになる。

私は、「用地取得を伴わなくても『土地の収用又は使用ができる事業』であれば公共補償基準が適用される」と主張している。

また、「公共補償基準が少なくとも準用されるべきではないか」との主張に対し、都は「所管外」で逃げている。